

箇所名	新川崎地区	事業所管部局	建設省都市局まちづくり事業推進室
補助事業名	街並み・まちづくり総合支援事業費補助	事業担当局	まちづくり局新川崎地区整備室
事業採択年度	着手年度 平成 3 年度	認可・承認等年度	平成 3 年度
経過年数	8 年	該当条項	第 3 の 1
完了予定年度	22 年度	関連事業名	川崎縦貫道路
事業の目的・概要・課題	事業目的 本事業の基幹的な事業である土地区画整理事業に併せ、人口基盤や複合交通センター等の整備を行い、活力ある地域づくり、高齢者、身障者にやさしいまちづくりの推進を図る。	事業採択時の背景・及び契機 旧日本国有鉄道の新鶴見操車場廃止に伴い、新しい都市拠点づくりをめざし、先端技術産業を主体とした都心型の研究開発業務拠点の形成を図るとともに、周辺既成市街地の居住環境を一体的に整備する。 なお、平成 3 年度に総合整備計画の建設大臣承認及び土地区画整理事業地区として採択されている。	
	事業内容 街並み・まちづくり総合支援事業による整備する施設 ・地域冷暖房（設計費のみ補助） ・複合交通センター 約 25,000 ㎡ ・人口基盤等 約 7,000 ㎡	事業採択（着工、未着手）から基準年を経過している主な理由 本事業の基幹的な事業である土地区画整理事業は、都市計画決定に向け、地権者との合意形成に努力中であるが、合意にいたっていない。	
	事業費規模（単位：百万円） 全体事業費 17,755 （うち国庫補助金 2,020） 残事業費 17,650	現状の課題 新中期計画策定に向け、期間的な事業を再構築中。 操車場跡地先行整備など段階的施行で、事業を推進する。 基幹的な事業の都市計画決定に向け、関係機関、地元等と調整中	

評価の概要	<p>(1)基幹的な事業の進捗状況 基幹的な事業である土地区画整理事業により、操車場跡地を先行整備し、段階的に事業の推進を図ることで、横浜市及び住宅・都市整備公団と協議中である。</p> <p>(2)上位計画変更の有無 当地区の川崎指針総合計画 2010 プランにおける都市拠点の位置付けに変更はない。</p> <p>(3)代替案立案等の可能性 総合的に都市機能の整備を行うには、本事業が適している。</p>
-------	--

再評価への考え方	<p>当地区は、事業採択後の 5 年の経過基準を過ぎているが上位計画の「川崎新時代 2010 プラン」で都市拠点の位置付けに変更はない。</p> <p>基幹的な事業は、操車場跡地先行整備など段階的施行により行う。これに併せて、本事業を推進する。</p> <p>本事業による活力ある地域づくり・まちづくりや都市内の空閑地（操車場跡地）の有効活用、さらに高齢者、身障者にやさしいまちづくりの推進を図り、新しい都市拠点として機能が一層強化されることになり、当地区における事業の必要性はますます強くなっている。</p> <p>今後、本市の中心部で、この地区以外に大規模空閑地が発生する見込みはない。また、総合的に都市機能の整備を行うには、本事業が適している。</p>
----------	---

対応方針案	<p>対応方針案（継続、中止、休止）</p> <p>対応方針案の考え方 街並み・まちづくり総合支援事業の基幹的な事業である土地区画整理事業の再評価は、住宅・都市整備公団で実施するが、本市と十分調整を図ったうえで、公団は対応方針の決定を行うこととしている。本市としては、公団の対応方針を尊重することとし、これを踏まえ、総合的な都市機能の整備を行うため、本事業（街並み・まちづくり総合支援事業）の活用を図り、積極的に推進していく。</p>
-------	--